

福岡県公報

平成二十八年五月二十日
第三千七百九十三号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員 of 農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員 of 農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年五月二十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県職員 of 農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員 of 農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則 (昭和四十年福岡県人事委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ(2)中「財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校」を「一般財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。